

学位規程（短大）

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び九州産業大学造形短期大学部学則（以下「学則」という。）に基づき、九州産業大学造形短期大学部（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学位の名称）

第2条 本学において授与する学位は、短期大学士とし、付記する専門分野の名称は（芸術）とする。

造形芸術学科 短期大学士（芸術）

（学位授与の要件）

第3条 短期大学士の学位は、学則第17条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

（学位授与の時期）

第4条 短期大学士の学位の授与は、毎年3月及び9月とするものとする。

（学位名称の使用）

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「九州産業大学造形短期大学部」と付記するものとする。

（学位記の様式）

第6条 学位記の様式は、別記のとおりとする。

（学位授与の取消し）

第7条 学長は、本学において短期大学士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当したときは、教授会の意見を聴取した上で、学位の授与を取り消すことができる。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

(2) 学位の名誉を汚す行為をしたとき

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月28日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した学生に対する改正後の規程第2条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に卒業した学生に対する改正後の規程第5条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別記

第 号	学位記	氏名	年 月 日生	本学造形芸術学科所定の 課程を修め本学を卒業し たので短期大学士（芸術） の学位を授与する	年 月 日	九州産業大学造形短期大学部長 氏名	印
--------	-----	----	--------	--	-------	-------------------	---